

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1部―第3 男女平等参画社会の実現

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、昭和60年に「婦人行動計画」、昭和63年に「女性憲章」、平成4年に「女性行動計画」、平成15年に「男女平等行動計画」を策定し、男女平等参画施策に取り組んできました。そして平成18年に「男女平等参画条例」が制定され、平成24年3月に同条例に基づく行動計画として「男女平等参画に関する三鷹市行動計画2022」が策定されたことで、同計画に基づく事業等を展開しています。

意識啓発については、平成5年に創刊した「コーヒー入れて」の発行を続けるとともに、「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」や「男女平等参画講座」、「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」などを実施しています。今後は、配偶者等からの暴力防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発に市が率先して取り組むとともに、男女平等施策を推進するための女性センター機能の充実やカウンセラー、男女平等参画相談員（弁護士）等による相談体制の充実が課題といえます。

● 施策の方向

性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。

第4次基本計画と同時に改定を行う「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の推進にあたっては、男女平等参画審議会における諮問答申や庁内関係部署との連携を図りつつ、市内外の関係機関・関連団体と協働で事業を展開します。

また、一人ひとりの生き方や働き方を尊重しながら、仕事・家庭・地域生活の調和と好循環をめざし、市民・事業者等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めます。

さらに、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（注1）やマタハラ（注2）をはじめとする各種ハラスメント（嫌がらせ）は人権侵害であると十分に認識し、あらゆる暴力の根絶に努めます。また、「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画（仮称）」を策定し、暴力防止と被害者支援を推進します。

（注1）セクハラ：セクシュアル・ハラスメントの略で、性的いやがらせ、特に、職場や学校などで行われる性的・差別的な言動をいう。

（注2）マタハラ：マタニティ・ハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する言葉。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 （平成22年度）	前期実績値 （平成26年度）	中期目標値 （平成30年度）	目標値 （平成34年度）
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	36.1%	46%	50%

市の行政委員会・審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成18年3月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、また、男女平等参画条例の趣旨を踏まえ、男女比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正をめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・ 市民は、男女平等参画に関する啓発を通じて、男女平等参画社会の実現が日本の社会全体において必要であるとの認識を深めます。
 - ・ 事業者・関係団体等は、職場・地域・学校等における性別による差別がなくなるように努めます。
 - ・ 市民、事業者・関係団体等は、配偶者等からの暴力や各種ハラスメントの未然防止に努めます。
- 市の役割
 - ・ 市は、男女平等参画に関する意識啓発事業を実施します。
 - ・ 市は、配偶者等からの暴力や各種ハラスメントに対し、専門家、国や東京都の関係団体、市の関係部署と連携を図りながら、未然防止と被害者支援の推進を図ります。
 - ・ 市は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組めます。
 - ・ 市は、行動計画の進捗状況を毎年度把握し、男女平等参画審議会に報告し、意見等をいただきながら、施策へのフィードバックに努めます。
 - ・ 市は、市内の男女平等参画を進める団体に対して、情報提供を行います。
 - ・ 市は、市内の男女平等参画を進めるための女性センター機能の充実とさらなる活性化に努めます。
 - ・ 市は、市の審議会等の男女比率の均衡に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 条例・計画の推進

(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発	※ ①「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進
(2)「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の改定と推進	◎ ①「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の改定と推進
(3)「配偶者等暴力対策基本計画(仮称)」の策定と推進	◎ ①「配偶者等暴力対策基本計画(仮称)」の策定と推進
(4)「女性活躍推進計画(仮称)」の策定に向けた検討	①「女性活躍推進計画(仮称)」の策定に向けた検討

2 相談体制の充実

(1) 男女平等参画相談員制度の活用	① 男女平等参画相談員制度の活用
(2) 女性のためのこころの相談の活用	① 女性のためのこころの相談の活用
(3) 相談体制の充実のための連携体制の強化	※ ① 相談体制の充実のための連携体制の強化

3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

(1) 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	① 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成
	② 男女平等教育等の充実
	③ 教職員等の意識改革の推進
(2) 人権としての性の尊重	① 人権としての性の尊重の普及・啓発
	② 性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成
	③ 性同一性障害などの理解と尊重
(3) 配偶者等からの暴力(DV:ドメステ	◎ ① DV・各種ハラスメントの未然防止と相談体制の充実

イック・バイオレンス)と各種ハラスメント(セクハラ・マタハラ等)の未然防止と被害者支援の推進	◎ ②DV・各種ハラスメントを容認しない社会をめざした啓発事業等の実施
	③DV等被害者の安全確保と自立支援
	④推進体制の構築と関係機関との連携

4 あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進

(1)政策形成過程への女性の参画推進	※ ①行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進 ②男女平等参画に関わる人財の活躍推進
(2)仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	◎ ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業等の実施 ②男女比率、活動時間、運営方法等に対する配慮
(3)国際交流・平和活動における男女平等参画の視点の導入	①男女平等参画の視点に立った国際・平和関連事業の実施
(4)男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	※ ①男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

5 就労における男女平等参画の推進

(1)就労における男女平等参画の推進	①男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施 ②女性の職業生活における活躍の推進
(2)市の率先行動	①「特定事業主行動計画」策定による全ての職員の活躍推進 ②積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施 ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの実施 ④男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施 ⑤多様な働き方の推進
(3)多様な働き方を推進するための支援	①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 ②男女平等参画意識を促す啓発活動の実施

6 生涯を通じた男女の健康づくり支援

(1)男女の生涯を通じた健康支援	①男女の生涯を通じた健康支援 ②母と子の健康づくりの推進 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照) ③新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の開設に伴う男女の健康づくり事業の推進
------------------	--

7 男女平等参画を支える社会づくり

(1)子育て支援の充実	①地域のすべての子育て家庭の支援 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
(2)介護保険事業の充実	①介護保険制度の円滑な運営 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照)
(3)高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援	①在宅生活の支援・推進 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照) ②地域における自立生活の支援 (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照) ③ひとり親家庭の支援 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)

8 推進体制の整備

(1) 女性センター機能の充実とさらなる活性化の検討	※ ①女性センター機能の充実とさらなる活性化の検討 ②新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の開設に伴う生涯学習センター(仮称)との連携
(2) 推進体制の整備	◎ ①男女平等参画審議会の開催 ※ ②男女平等行動計画推進連絡会の定期的な開催 ③市民・市民団体等との協働による推進 ④国・東京都への要望

V 主要事業

1-(2)-① 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の改定と推進

1-(3)-① 「配偶者等暴力対策基本計画(仮称)」の策定と推進

8-(2)-① 男女平等参画審議会の開催

男女平等参画条例の基本理念と目的に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画を、平成 27 年度に改定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。改定にあわせて、新たに「配偶者等暴力対策基本計画(仮称)」を策定し、行動計画に包含します。また、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議회를積極的に開催し、専門家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の改定と推進	改定、推進	推進	改定	推進			→
「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画(仮称)」の策定と推進	推進	—	策定	推進			→

3-(3)-① DV・各種ハラスメントの未然防止と相談体制の充実

3-(3)-② DV・各種ハラスメントを容認しない風土づくりをめざした啓発事業等の実施

配偶者等からの暴力やセクハラ等は、身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力等も含め人権侵害です。市民・事業者等に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発を図るとともに、DV・各種ハラスメントの防止のための相談体制を充実させます。また、DV・各種ハラスメントを容認しない社会をめざします。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
DV・各種ハラスメントの未然防止と相談体制の充実	推進	—	推進				→
DV・セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施	推進	—	推進				→

4-(2)-① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業等の実施

一人ひとりの生活が多様化する中で、性別や年齢などにかかわらず、個人のライフステージに応じて、学校・職場・家庭・地域等で自分の個性や能力を最大限に発揮できる、生きやすい社会の実

現が求められています。

市は、事業者に向けた就労支援、子育て支援、男女平等参画等においてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。また、庁内関係部署との連携を図りながら関係団体等への情報提供や普及・啓発を図ります。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31～34)
			27	28	29	30	
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業等の実施	実施	実施	実施				

Ⅵ 推進事業

1-(1)-① 「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進

だれもが男女の性別に関わりなく個人として尊重され、各人の個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、だれもが住みやすい社会づくりにつながる重要課題です。平成 18 年 4 月に施行された男女平等参画条例に、多くの市民が関心を持てるよう、普及・啓発を図ります。

2-(3)-① 相談体制の充実のための連携体制の強化

日常生活で生じるさまざまな心の悩みや権利侵害は、専門家による早期対応により、その深刻化を防ぐことにもつながります。カウンセラーや男女平等参画相談員(弁護士)による相談事業については、男女平等参画を推進する上で重要な要素となることから、総合的な相談体制の充実に努めると同時に、関係機関による連携体制の強化を図ります。

4-(1)-① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の構成の均衡を図るよう努めます。

4-(4)-① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

防災活動の推進にあたっては、男女平等参画の視点を導入するなど、女性のニーズ等を踏まえた災害対応について、関連機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

8-(1)-① 女性センター機能の充実とさらなる活性化の検討

男女平等参画条例の理念と目的を達成するため、女性交流室、男女平等参画情報提供コーナーのほか、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業に伴い開設する生涯学習センター(仮称)等と連携し、女性センター機能の充実と活性化を図ります。

8-(2)-② 男女平等行動計画推進連絡会の定期的な開催

男女平等参画条例の理念と目的を理解し、多分野に渡る総合的な取り組みを進めるためには、庁内の連携体制が不可欠です。庁内における男女平等行動計画推進連絡会を開催し、関係部署相互の情報交換及び緊密な連携を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

・男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022